

東京工業高等専門学校後援会 会則(規約)

(2026年5月23日改定)

第1章(総則)

第1条(名称)

本会は、「東京工業高等専門学校後援会」という。

第2条(所在地)

本会は、所在地を次の場所に置く。

東京都八王子市梶田町 1220-2

事務所を独立行政法人国立高等専門学校機構 東京工業高等専門学校(以下「本校」という。)内に開設し、事務局を置く。

第3条(目的)

本会は、本校の教育研究の向上と発展を期し、本科及び専攻科の学生(以下「学生」という。)の学業の達成・厚生・指導及びその他の事項に関して、会員相互の協力の下、財政及び役務の提供により本校を後援することを目的とする。

第2章(事業)

第4条(事業)

本会は、前条で規定する目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の正課に関する補助
- (2) 学生の正課以外の活動であって、公平性・公正性が明白である活動に関する補助
- (3) 学生の生活環境の整備など、学校施設・設備に関する補助
- (4) 学生の教育及び研究に関する補助
- (5) 学生の厚生及び指導に関する補助
- (6) 学生の就職(就職口の確保及び斡旋)に関する補助
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第5条(事業年度)

本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

第3章(組織)

第6条(会員)

本会は、次の会員で組織する。

- (1) 正会員 本校学生の保護者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者で、理事会の承認を経た者

- (3) 名誉会員 本会の発展に特に寄与した会員で、理事会の承認を経た者
- (4) 名誉顧問 本会の発展に特に寄与した前校長で、理事会の承認を経た者

第7条(役割)

本会は、その運営を円滑にするために次の役割を置く。

- (1) 理事 本科は各クラス若干名、専攻科は若干名を正会員の中から選任する。
 - (2) 監理 2名 理事の中から通常総会で承認された者に委嘱する。
監理は、運営委員を兼ねることはできない。
 - (3) 顧問 1名 外部顧問とし、校長とする。
- 2 本会の理事から本科及び専攻科から選任された運営委員を選任する。
- 3 本会の運営委員から下記の運営役員を選任する。各役員を1名以上は必ず置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 書記 若干名
 - (4) 会計 若干名

第8条(選任)

理事は、本科及び専攻科の正会員から細則で定める方法により選出する。

- 2 運営役員及び監理は理事会において細則で定める方法により選出し、選任する。
- 3 運営役員及び監理は本会の総会で、細則で定める方法により承認する。

注釈 第1項、第2項及び第3項の「細則」は「役員選出及び選任に関する細則」を示す。

第9条(職務)

会長は本会を代表し、財産を管理するとともに、事業を総括する。

- 2 副会長は次に規定する職務を行う。
- (1) 会長を補佐し、会長が事故その他の事由により長期不在となる場合はその職務を代行する。
- 3 書記は次に規定する職務を行う。
- (1) 総会並びに理事会・運営委員会の議事を記録し保存する。
 - (2) その他の会の活動報告を保存する。
 - (3) 本会の活動を会員に広報する。
- 4 会計は次に規定する職務を行う。
- (1) 年度事業予算案を編成する。
 - (2) 本会のすべての金銭の収入・支出を記録し、監理の審査を経て、翌事業年度の通常総会に報告する。
- 5 運営委員は運営委員会を構成し、後援会活動に必要な部会活動を推進するとともに関連する議案の先議及び提案を行う。
- 6 理事は次に規定する職務を行う。
- (1) 本科クラス又は専攻科を代表し、その組織の意見及び提案を取りまとめ理事会へ報告できる。また、

後援会活動に必要な部会活動に参加する。

(2) 理事会を構成し、議案審議を行う。

7 監理は本会の事業及び財産について次に規定する職務を行う。

(1) 年度予算を含め、財産の状況を監査する。

(2) 事業執行の状況を監査する。

(3) 財産状況又は事業執行に不正が見受けられた場合、これを記録し、理事会・総会へ報告する。

8 顧問は本会の会長が諮問する事案について答申する。

第10条(責任と権限)

会長の責任と権限は次のとおりとする。

(1) 総会を招集し、開催する。

(2) 理事会、運営委員会を招集し、開催する。

(3) 総会において議決された事業を執行する。

(4) 細則で定める専決事項を執行する。

2 副会長は会長が長期不在の場合、会長の責任と権限を委譲され、本会の事業を実行又は執行する。

注釈 第1項(4)の「細則」は「会長専決に関する細則」を示す。

第11条(任期)

各役割の任期は次のとおりとする。

(1) 理事の任期は選任された事業年度末日まで

(2) 運営委員の任期は選任後1年以内に開始する事業年度の第1回理事会の終結の時まで

(3) 監理、及び運営役員の任期は選任後1年以内に開始する事業年度の通常総会の終結の時まで

2 任期満了後の再任は妨げない。ただし、監理及び運営役員は通算5期を超えることはできない。

3 欠員補充で選任された運営役員の任期は前任役員の残任期間とする。

第12条(解任)

運営委員並びに運営役員が次の何れかに抵触する場合は、理事数の四分の三以上の議決により解任することができる。

(1) 疾病、事故その他の事由により、職務執行に堪えないと認められる場合

(2) 職務上の義務違反、法令違反等運営役員としてふさわしくない行為があると認められた場合

(3) 本会の品格及び利益を著しく損なうなど、本会に不利益をもたらした場合

2 運営委員と運営役員は原則自ら辞任することができない。ただし、やむを得ない理由があり、これを書面で提出し、運営委員会が承認した場合はこの限りではない。

3 本条第2項を除き、解任にあたっては事前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第13条(報酬)

本会の運営役員の報酬は無給とする。ただし、本会の事業活動に要する経費は細則で定める。

注釈 第1項の「細則」は「後援会会員の経費請求と会計処理に関する細則」及び「教職員及び学生の経費請求

と会計処理に関する細則」を示す。

第4章(会議)

第14条(会議)

本会の会議は総会、理事会、運営委員会及び部会とする。

2 通常総会及び理事会は、会長が次の要領で開催する。

(1) 通常総会は、毎年1回招集する。

(2) 理事会は、年2回(期中及び通常総会前)招集する。

3 会長は、必要があると認めた場合、臨時総会又は臨時理事会を招集することができる。

4 会長は、理事の三分の一以上の要求があった場合、要求があった日から起算して30日以内に臨時総会又は臨時理事会を招集しなければならない。

5 運営委員会及び部会は細則で定める方法で開催する。

注釈 第5項の「細則」は「会議運営に関する細則」、「部会運営に関する細則」を示す。

第15条(総会)

本会の総会はすべての正会員及び顧問をもって構成する。

2 総会は正会員の三分の一以上の出席をもって開会し、成立する。ただし、総会に出席することのできない正会員は、出席する正会員に議決権を委任することにより総会に出席したものと見なすことができる。

3 総会の議事は、出席した会員の過半数の賛成により議決され、可否同数のときは議長の採決による。ただし、会則の改廃は出席した会員の三分の二以上の同意がなければならない。

4 正会員は、学生の数にかかわらず、一の議決権を有する。

5 会長は、社会的状況により総会の招集が困難である等やむを得ない事情がある場合には、書面又は電磁的方法による審議をもって総会に代えることができる。

第16条(総会の議事)

次の事項は総会に諮らねばならない。

(1) 運営役員及び監理の選任

(2) 事業報告及び事業計画

(3) 決算報告及び予算

(4) 会則の改廃

(5) その他会務運営上重要な事項

第17条(議事録)

第14条(会議)で定められた会議では、議事内容について議事録を細則に従い作成する。

2 議事録は運営委員会が保管する。

注釈 第1項の「細則」は「会議運営に関する細則」、「部会運営に関する細則」を示す。

第 18 条(意見の聴取)

会議の適切な運営にあたり会長が必要と認めた場合、総会をはじめとする本会の会議に会員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

第 19 条(事業監査)

本会は、執行した事業の結果について事業年度中及び事業年度末に細則で定める方法で事業監査を行う。

2 事業監査は監理が行い、通常総会においてその監査報告を行うものとする。

注釈 第 1 項の「細則」は「監理に関する細則」を示す。

第5章(後援会の運営費用)

第 20 条(運営費用)

本会の運営に係わる費用は、本会の入会金、会費、寄付金、及び預貯金利子をこれに充てるものとする。

第 21 条(入会金及び会費)

本会の正会員は学生が本科又は専攻科に入学若しくは編入し、入会金を納入したときをもって入会とする。

2 正会員は、入会期間中、年度毎に所定の会費を納入する。

3 本会に納入された入会金及び会費については、如何なる理由があっても、返還しない。

4 入会金は 15,000 円とする。

5 会費は次のとおりとする。

(1) 正会員は、学生一人につき年額 30,000 円とする。

(2) 賛助会員は、年額 10,000 円とする。

6 入会金並びに会費の納入方法及び免除規定については細則で定める。

注釈 第 6 項の「細則」は「会費等の管理に関する細則」を示す。

第 22 条(寄付金)

寄付金は正会員及び非正会員から募ることができる。寄付の方法については細則で定める。

注釈 第 1 項の「細則」は「会費等の管理に関する細則」を示す。

第 23 条(会計年度)

本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 24 条(予算及び決算)

予算の作成及び執行を適切に行うため、会計統括責任者、予算管理責任者及び予算執行実務者を置く。

2 毎事業年度の予算案及び決算案は会計が作成し、運営委員会及び理事会の審議を経て、通常総会の承認を得なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、予算の作成及び執行に関する事項は細則で定める。

注釈 第 3 項の「細則」は「一般会計予算の作成と執行に関する細則」及び「特別会計予算の作成と執行に関する細則」を示す。

第 25 条(特別支出)

通常総会での承認以前に予算の支出を行う必要がある場合、予め理事会で特別支出の承認を得るものとする。

2 特別支出を行ったものに関しては、通常総会において報告をしなければならない。

第 26 条(経費)

本会の事業執行に要した経費は細則で定めるとおり会計に請求することができる。ただし、事業計画に基づくものに限る。

注釈 第 1 項の「細則」は「後援会会員の経費請求と会計処理に関する細則」及び「教職員及び学生の経費請求と会計処理に関する細則」を示す。

第 27 条(会計監査)

本会は、執行した予算の結果及び事業について細則で定める方法で監査を行う。

2 会計監査は運営委員会で選任された監理が行い、通常総会においてその監査報告を行うものとする。

注釈 第 1 項の「細則」は「監理に関する細則」を示す。

第6章(会則及び細則の改廃)

第 28 条(会則及び細則の施行と記録)

本会の会則の施行並びに事業に係る必要な細則の制定及び施行は、細則で規定する。

2 本会則及び細則を改廃する場合は、細則に従い改定日、改定事項及び改定理由を明確にし、記録しておくなければならない。

注釈 第 1 項及び第 2 項の「細則」は「会則の管理に関する細則」を示す。

第 29 条(会則の改廃)

本会の会則の改廃は、理事会の決議を経て第 15 条(総会)に基づき、総会にて承認を得る。

第7章(雑則)

第 30 条(見舞金)

本会の会員、学生及び教職員を対象とし、細則で定める見舞いを行うものとする。

注釈 第 1 項の「細則」は「見舞金の支給に関する細則」、「弔事に関する細則」を示す。

第8章(個人情報の取り扱い)

第 31 条(個人情報の取り扱い方針)

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会が取得・保有する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。

本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保有する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保有し、その取り扱い方法については、会員に周知する。

また、本会が取得・保有している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとする。

第32条(個人情報の取り扱い方法)

本会の活動を推進するために必要とされる、個人情報の取得・保有、利用、管理については「個人情報取扱方法」を細則に定め、適正に運用するものとする。

注釈 「細則」は「個人情報の取り扱い方法に関する細則」を示す。

第33条(設立年月日)

本会の設立年月日は、1965年4月1日とする。

付則

- 1 この会則は、平成10年5月9日から施行し、改正後の第10条の規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 平成10年度の入学者に係る入会金は、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

付則

- 1 この会則は、平成12年5月13日から施行する。

付則

- 1 この会則は、平成15年5月10日から施行し、改正後の第14条の規定は、平成15年4月1日から適用する。

付則

- 1 この会則は、平成16年5月15日から施行し、改正後の第12条の規定は、平成16年4月1日から適用する。

付則

- 1 この会則は、平成17年5月14日から施行し、改正後の第12条2号の規定は、平成17年4月1日から適用する。

付則

- 1 この会則は、平成19年5月12日から施行し、改第3条、第5条、第6条、第7条、第9条及び第7章の規定は、平成19年4月1日から適用する。

付則

- 1 この会則は、平成20年5月10日から施行し、改第5条、第7条及び第12条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

付則

- 1 この会則は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付則

- 1 この会則は、平成25年5月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付則

- 1 この会則は、平成27年5月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付則

1 この会則は、平成 30 年 5 月 26 日に改定し、同日施行する。

付則

1 この会則は、2019 年 5 月 25 日に改定し、同日施行する。ただし改第 21 条の規定は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

付則

1 この会則は、2022 年 5 月 30 日に改定し、同日施行する。

付則

1 この会則は、2024 年 5 月 25 日から施行し、2024 年 4 月 1 日から適用する。

付則

1 この会則は、2025 年 5 月 24 日から施行し、同日から適用する。

付則

1 この会則は、2026 年 5 月 23 日に改定し、同日から施行する。なお、改定第 21 条の規定は 2027 年 4 月 1 日から施行する。